

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正について

第1	改正の概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う事故時の措置に関する規定の整備等	
第2	改正の理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うもの	
第3	改正の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正において、特定処理施設に係る事故時の措置の規定が新たに設けられた。</p> <p>このため、同趣旨の規定である廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第24条の事故時の措置の対象処理施設から当該特定処理施設を除く一部改正を行った。</p> <p>また、法の規定に準じて、事故時に飛散等するものとして、産業廃棄物の処理に伴って生じた汚水若しくは気体を加える等の一部改正を行った。</p>	法改正 公布日 16.4.28 施行日 16.10.27
第4	施行期日	平成17年1月1日	

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正新旧対照表（平成十七年一月一日施行）

新

第二十四条 産業廃棄物を処理する施設（法

第二十一条の二第一項に規定する特定処理施設に該当するものを除く。）を設置している者は、当該施設において、破損その他の事故が発生し、産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のために必要な応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を構ずべきことを命ずることができる。

旧

第二十四条 事業者及び産業廃棄物処理業者

は、その産業廃棄物を処理する施設のある土地若しくは建物（以下「特定事業場」という。）において、その施設の破損その他の事故が発生し、産業廃棄物が当該特定事業場から飛散し、流出し、又は地下に浸透したことにより、特定事業場の周辺の生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のために必要な応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。

2 知事は、事業者又は産業廃棄物処理業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を構ずべきことを命ずることができる。